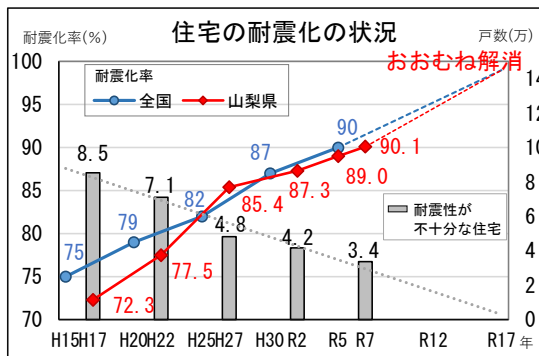


## ◆ 概要 (序章)

- 【趣旨】** 本計画は、住宅・建築物の耐震化を促進することを目的として平成19年に策定し、その後、段階的に改定を重ねてきたものである。現行計画が令和7年度で終了することから、国の基本方針等を踏まえ、次期計画として改定を行う。
- 【計画期間】** 令和8年度から令和17年度までの10年間（5年後を目途に中間検証）
- 【根拠法令】** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）第5条第1項

## ◆ 住宅・建築物の耐震化の現状と目標 (第1章)

- 【現状】**
- 令和7年度の住宅の耐震化率は**90.1%**であり、目標の95%には届いていないものの**全国値とほぼ同水準**
  - 耐震化率は平成17年度から**約18<sup>※</sup>イン**上昇するなど着実に進捗
  - 耐震性が不十分な住宅は**約8.5万戸**から**約3.4万戸**に減少
- 【目標】**
- 国の基本方針を踏まえ、令和17年までに耐震性が不十分な住宅を「**おおむね解消**」することを新たな目標とする



対象建築物	項目	現状		目標	
		R5年度	R7年度		
住宅	県	耐震化率	89.0%	90.1%	R17年までに おおむね解消
		耐震性が不十分なもの	約3.7万戸	約3.4万戸	
	国	耐震化率	90% (R5)		R17年までに おおむね解消
		耐震性が不十分なもの	約570万戸 (R5)		
要緊急安全確認 大規模建築物 <sup>※1</sup>	県	耐震性が不十分なもの 解消済 (21棟)		—	
	国	耐震性が不十分なもの 826棟 (R5)		R12年までに おおむね解消	
要安全確認計画 記載建築物 <sup>※2</sup> 【避難路沿道建築物】	県	耐震性が不十分なもの 153棟	134棟	早期に おおむね解消	
	国	耐震性が不十分なもの 4,192棟 (R5)		早期に おおむね解消	

※1 病院、ホテル、学校等の不特定多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの  
 ※2 市町村が指定する重要な避難路に面し、倒壊時に道路の過半を閉塞するおそれのあるもの

- 【現状からみた課題】**
- 能登半島地震から2年が経過する中で、**県民の耐震対策に対する意識低下が懸念される状況**
  - **旧耐震基準の住宅が多く残る地域**では、家屋倒壊により迅速な避難が困難となるほか、救助・消火活動への影響も懸念される状況
  - 旧耐震基準で建てられた木造戸建て住宅の約7割は、「**65歳以上の高齢者が主たる家計を支えている世帯**」であり、耐震化の取組が進みにくい状況
  - 県の令和6年度調査によると、耐震化の進まない理由として「**費用が高い**」や「**業者選定が難しい**」といった点があげられており、特に費用面の負担は国の調査でも常に最大の要因

## ◆ 耐震化目標を達成するための主な施策・取組 (第2章、第3章)

### 1. 重点的に耐震化すべき地域への対応 (耐震化重点区域イメージ)

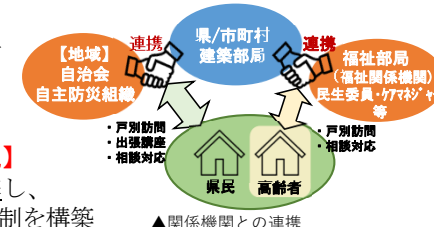
- **古い木造住宅が多く存在する地域【新規】**
- ✓ 古い木造住宅が多く存在するエリアを市町村単位で**耐震化重点区域**に設定し、戸別訪問などの啓発活動を重点的に実施



- **耐震改修促進法に基づき指定した避難路沿道建築物**
- ✓ 耐震化が必要な建築物の情報や対象路線の公表により、所有者の耐震化への認識を向上
- ✓ 耐震改修促進法の規定に基づいた指導・助言、指示、公表を行い、耐震化を促進
- ✓ 道路局が進める緊急輸送道路の取組と連携し、耐震化を促進

### 2. 耐震化への意識啓発

- **幅広い年代・次世代にも届く情報発信**
- ✓ テレビCM、ラジオ、新聞広告、SNS・YouTube等を活用した情報発信
- ✓ 県民イベントでの無料相談会や模型を使った振動実験などを通じて、耐震化の重要性を啓発
- **地域の防災意識向上への取組【強化】**
- ✓ 自治会や自主防災組織等と連携した戸別訪問や防災出張講座等を実施し、地域の防災意識を高め、地域ぐるみで耐震化を促進
- **高齢者の耐震化に関する意識向上への取組【新規】**
- ✓ 住宅所有者の高齢化等を踏まえ、福祉部局と連携し、所有者とその家族に対するきめ細やかな相談支援体制を構築



### 3. 所有者が安心して耐震化に取り組むための環境整備

- **専門家の派遣相談【強化】**
- ✓ 県民向け無料相談窓口<sup>※3</sup>において、**専門家の現地派遣相談を積極的に実施**
- ※3 山梨県建築士会内にある「やまなし住まいの安全・安心相談窓口」
- **専門技術者の養成【強化】・【新規】**
- ✓ 事業者の技術力向上や耐震化の最新情報等を共有するため、**事業者向け研修会を実施**
- ✓ 県民が安心して事業者を選べるよう、**優良事業者の認定・登録制度を創設し、情報を公開**

### 4. 所有者が耐震化を図るための支援策

- **木造住宅への支援**
- ✓ 無料の耐震診断を実施するとともに耐震改修工事や建替工事に必要な費用を支援
- ✓ 命を守る対策として耐震シェルターや防災ベッドの設置に必要な費用を支援
- **避難路沿道建築物への支援**
- ✓ 耐震設計・耐震改修工事・建替工事・除却工事に必要な費用を支援
- **高齢者向け耐震改修への支援【新規】**
- ✓ 月々の返済負担を低く抑えられる**高齢者向け住宅ローン**の活用促進

## ◆ 法律に基づく指導等 (第4章)

- **耐震改修促進法による指導等**
- ✓ 耐震診断や耐震改修を実施しない所有者に対し、必要に応じて指導・助言や指示、公表を実施
- **建築基準法による勧告又は命令**
- ✓ 著しく保安上危険な建築物の所有者に対し、**勧告又は命令**を実施